# 公益財団法人 臨床薬理研究振興財団定款

#### 第1章 総 則

(名称)

- 第1条 この法人は、公益財団法人臨床薬理研究振興財団(以下「本財団」という。)と称する。
- 2 本財団の英語名表記を Japan Research Foundation for Clinical Pharmacology (JRFCP)とする。 (事務所)
- 第2条 本財団は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

# 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本財団は、臨床薬理に関する研究を奨励し、その振興を図るとともに、臨床薬理研究者の 育成を助成、促進し、もって医学、薬学の向上、発展並びに国民の保健衛生の向上に寄与すること を目的とする。

(事業)

- 第4条 本財団は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
  - (1) 臨床薬理に関する分野の研究に対する助成
  - (2) 臨床薬理に関する分野の研究者の海外留学及び招聘に対する助成
  - (3) 臨床薬理に関する分野の研究業績に対する褒賞
  - (4) 臨床薬理に関する分野の人材育成事業に対する助成
  - (5) その他、本財団の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本全国において行う。ただし、前項第2号に掲げる事業は、海外及び本邦で 行うものとする。

(事業年度)

第5条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

# 第3章 財産及び会計

(財産の種別)

- 第6条 本財団の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。
- 2 基本財産は、本財団の目的である事業を行うための不可欠な財産として理事会及び評議員会で 定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 公益法人の設立の登記の日以降に寄付を受けた財産については、その2分の1以上を第4条1項に掲げる事業のうち公益目的事業に用いるものとし、その取扱いは理事会及び評議員会の決議により別に定めるところによる。

(基本財産の管理及び処分)

- 第7条 本財団は、基本財産について適正な維持及び管理に努めなければならない。
- 2 やむを得ない事情により基本財産の一部を処分若しくは担保に供しようとする場合又は基本 財産からその一部を除外しようとする場合は、理事会及び評議員会の決議を得なければならない。 (財産の管理及び運用)
- 第8条 本財団の財産の管理及び運用は、理事長(第31条第2項で定める代表理事をいう。以下同じ) が行うものとし、その取扱いは、理事会の決議により別に定める。
- 2 財産は安全確実かつ相応の運用収益が得られる方法で運用されなければならない。

(基本財産処分の制限)

- 第9条 基本財産は原則としてこれを処分し又は担保に供してはならない。
- 2 前項にかかわらず、本財団の公益目的事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決 に加わることができる出席理事の3分の2以上の決議により承認を得た後、その一部を処分して 公益目的事業を実施するための公益目的事業費又は管理費に充て、あるいはその全部若しくは一部 担保に供することができる。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

- 第10条 本財団が資金の長期借入(当該事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除く。) を行うときは、理事会の承認を経て、評議員会において議決に加わることができる評議員総数の 3分の2上の決議を経なければならない。
- 2 本財団が重要な財産の処分又は譲受けを行うときも、前項と同じ決議を経なければならない。 (事業計画及び収支予算)
- 第11条 本財団の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、 毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会へ報告する ものとする。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁へ提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

- 第12条 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、 監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類 についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければ ならない。
  - (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 正味財産増減計算書
  - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、 定款を主たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

- (4) 運営組織並びに事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した 書類
- 3 第1項及び第2項の書類については、毎事業年度の終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならい。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 13 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(会計原則等)

- 第14条 本財団の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
- 2 本財団の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資産の取扱いについて は、理事会の決議により別に定める。

#### 第4章 評議員

(定数)

第15条 本財団に評議員6名以上10名以内を置く。

(職務)

第16条 評議員は、評議員会を構成し、第22条に規定する事項の決議に参画するほか、法令及び この定款に定める権限を行使する。

(評議員の選任等)

- 第17条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
  - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を 超えないものであること。
    - イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族
    - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
    - ハ 当該評議員の使用人
    - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって 生計を維持している者
    - ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者
    - へ ロからニに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
  - (2) 他の同一団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の 総数の3分の1を超えないものであること。
    - イ 理事
    - 口 使用人
    - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者 にあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

- ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員は除く。)で ある者
  - ① 国の機関
  - ② 地方公共団体
  - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学 共同利用機関法人
  - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省 設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律に より設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)
- (3) 評議員のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、 又は評議員のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数が、評議員総数 (現在数) の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事 及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。
- 3 評議員は、本財団の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

(任期)

- 第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期 の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、 新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(解任)

- 第19条 評議員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(評議員に対する報酬等)

- 第20条 評議員に対して、各事業年度の支給総額が200万円を超えない範囲で、評議員会において 別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

#### 第5章 評議員会

(構成)

第21条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第22条 評議員会は、次の事項について決議する。
  - (1) 評議員、理事及び監事の選任並びに解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の額
  - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 残余財産の処分
  - (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
  - (8) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第23条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時 評議員会を開催することができる。

(招集)

- 第24条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集 する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集 を請求することができる。

(議長)

第25条 評議員会の議長は、その都度評議員会において選定する。

(定足数)

第26条 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

- 第27条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が 出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く 評議員の3分の2以上をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (3) 定款の変更
  - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (5) その他法令及びこの定款で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補ごとに第1項の決議を行わなければ ならない。

(決議の省略)

第 28 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、 議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした ときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第29条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項

を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意 の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第30条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及びその会議において選定された議事録署名人2人が記名押印しなければならない。

# 第6章 役員等

(役員の設置)

- 第31条 本財団に、次の役員を置く。
  - (1) 理事 10名以上20名以内
  - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を法人法上の代表理事とし、理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とし、常務理事と する。

(役員の選任)

- 第32条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊な関係のある者の合計が、理事 総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に 密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事に ついても同様とする。
- 5 監事には、本財団の理事(親族その他特殊な関係のある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊な関係のある者を含む。)並びに本財団の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互の親族その他特殊な関係があってはならない。
- 6 役員に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務及び権限)

- 第33条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本財団を代表し、本財団の業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本財団の業務を分担 執行する。
- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況 を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第34条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本財団の業務及び財産の状況 を調査することができる。
- 3 監事は、評議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員の任期)

- 第35条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の 終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第31条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任 した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。 (役員の解任)
- 第36条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任すること ができる。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 前項により監事を解任する場合は、評議員会において決議する前に、その監事に意見を陳述する機会を与えるものとし、解任の決議は、議決に加わることができる評議員総数の3分の2 以上をもって行う。

(報酬等)

- 第37条 理事及び監事に対しては、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める報酬 等の支給基準に従って算定した額を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(顧問)

- 第38条 本財団に、任意の機関として、若干名の顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、次の職務を行う。
  - (1) 理事長の相談に応じ、助言する。
  - (2) 理事会から諮問された事項について意見を述べる。
- 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることが できる。

#### 第7章 理事会

(構成)

第39条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第40条 理事会は、次の職務を行う。
  - (1) 本財団の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

- 第41条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。 (定足数)
- 第42条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開催することができない。 (開催)
- 第43条 定時理事会は、毎事業年度3回開催する。
- 2 臨時理事会は、必要と認められるときに随時開催することができる。

(議長)

- 第44条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。
- 2 理事長が出席できないときは、常務理事が、議長を代行することができる。 (決議)
- 第45条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、 その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

- 第46条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合に おいて、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第33条第4項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

- 第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

#### 第8章 委員会

(委員会の設置)

第48条 本財団の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により委員会を設置する ことができる。

(選考委員会の設置等)

- 第49条 本財団に、第4条に規定する助成事業の対象者を選考するための選考委員会を置く。
- 2 選考委員会は、委員が個別に事前評価した結果に基づき、助成金交付候補者を選考する。
- 3 選考委員会は、委員5名以上15名以内の学識経験者をもって組織する。
- 4 選考委員会の委員は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
- 5 選考委員会の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 選考委員には、謝金を支給し、費用を支弁する。
- 8 選考委員会の運営に関し、必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 9 第4条に規定する事業のうち、臨床薬理研究振興財団賞(以下「財団賞」という。)に関する 交付候補者の選考は、一般社団法人日本臨床薬理学会に設置された選考委員会に委任することが

できる。又、財団賞の交付について、必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

- 第50条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員総数の3分の2以上の 決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、第3条に規定する目的及び第4条に規定する事業並びに第17条 及び第19条に規定する評議員選任及び解任の方法については、議決に加わることができる評議員 総数の4分の3以上による決議を経なければならない。

(合併等)

第51条 本財団は、評議員会において、議決に加わることができる評議員総数の3分の2以上による決議により他の一般法人又は一般財団法人との合併又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

(解散)

第52条 本財団は、基本財産の減失による本財団の目的である事業の成功の不能その他法令で 定められた事由によって解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第53条 本財団が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により本財団が消滅する場合 (その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て公益 目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月 以内に、公益社団法人及び公益財団法人認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条 第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第54条 本財団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法 第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

# 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 本財団の公告は、電子公告によって行う。

# 第11章 事務局

(設置等)

第56条 本財団に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の決議の承認を得て任免する。

- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

#### 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の 認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人 の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の登記を行なったときは、第5条の規定にかかわらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。
- 3 本財団の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

(理事) 海老原昭夫 (監事) 太田 公昭 大 内 尉 義 牧野 光宏 岡 希太郎 杉山 雄一 鈴木 忠 生 辻 本 豪 三 戸 塚 恭 一 中島 光 好 中野 重 行 藤村 昭 夫 宮 坂 信之 森田 清 渡邉 裕 司

- 4 本財団の最初の代表理事は森田 清とし、業務執行理事は、鈴木 忠生とする。
- 5 本財団の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

大 野 竜 三 岸本忠三 北澤 式 文 北畠 顕 猿 田 享 男 柴﨑 正勝 庄 田 隆 野崎 潤一 松 田 一郎 御子柴 克彦

6 この定款の一部変更は、2023年6月7日から施行する。